

個人情報保護管理に関する特記仕様書

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 受託者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(持ち出し禁止)

第7 受託者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を業務の実施場所以外に持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第8 受託者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するために市から貸与され、又は受託者が収

集し、若しくは作成した個人情報（資料等含む）をこの契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときはその方法（確実に消去する等）によるものとする。

（事故発生時における報告）

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。委託契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

（契約解除）

第12 市は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第13 受託者の故意又は重大な過失により、市に対する損害を発生させた場合は、受託者は、市に対して、その損害を賠償しなければならない。